静岡県立中央特別支援学校

いじめの防止等のための基本的な方針

（改定　令和8年10月）

学校教育目標

「皆と共に　心豊かに　たくましく　生きる力を育てる」

学校教育目標を受けて

児童生徒の「命と人権」を守る学校

一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、「人を大切にする」健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない学校づくりになると考える。

「皆と共に（学校目標）」から

児童生徒が、お互いの良さに目を向け、共に学ぶ仲間として助け合い、励まし合い、切磋琢磨すると共に、自分の意見を持ちつつも相手の気持ちや立場になって考えるなど、心豊かで人の痛みがわかり、「人を大切にする」ことができる学校を目指す。

「キラリ＆ホット活動」

教職員一人一人が人を尊重する倫理観を持ち、児童生徒の人格や人権を尊重する。

それぞれの良さを大切にする視点で「人を大切にする」取り組みとして、学校にかかわる全ての人がお互いの良さや頑張りを認めあう「キラリ＆ホット」の視点を大切にしていく。

※キラリ＆ホットについて

キラリ＆ホットとは、中央特別支援学校学校の児童生徒、教員、保護者など、かかわる全ての人が「キラリ」と光ったり、心が「ホッ」と温まったりすることを、伝え合ってつながっていこう、という考え方です。この考え方で、人権感覚、自己肯定感をたかめ、いじめ等を未然に防ぐ。

第１章　いじめ防止等に対する基本的な考え方

１　学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の施行より、静岡県の「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいて、静岡県立中央特別支援学校におけるいじめの防止、未然防止、早期発見及び、早期対応について基本的な考え方や具体的な対応等について定めたものである。

（1） いじめの現状

いじめの認知件数は年々増加しており、令和6年度の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件（前年度732,568件）であり、前年度に比べ36,454件（5.0%）増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は、61.3件（前年度57.9件）となった。特別支援学校のいじめ認知件数は、3,324件（前年度3,032件）であり、軽視できるものではなく憂慮すべき状況が続いている。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後4年連続増加し、過去最多となった。いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、一人一台端末を活用した心の健康観察の導入、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどで、いじめの認知件数が増加したと考えられる。（文部科学省令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より）

（2） いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第２条より）

・よけられる、無視される、仲間外れにされる。
・怒鳴られる、叩かれる、蹴られるなど暴力行為をされる。
・いじられたり、悪口を言われたりする。
・おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする。
・SNSなどのメールやネット上のサイトなどに不快なことを書かれている。
・人前で不快なことや恥ずかしいことをされる。
など、いじめた側の善悪の意識に関わらず、された側が苦痛と感じる全ての事柄をいじめと考える。

（3） いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。いじめを受けたこどもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめたこどもや周りのこどもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめを未然に防止することが最も重要です。いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましいどもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわないこどもを育てていきます。「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

いじめの理解にあたって留意すること

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けたこどもの立場に立って判断する。苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることがある。規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったり、「観衆」として囃し立ておもしろがったりする児童生徒や「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない児童生徒がいることにも留意し、本人や周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

２　いじめに対する基本的な対策

（１）未然防止、早期発見

いじめのサインは、いじめを受けているこどもからも、いじめているこどもからも出ている。周りの大人が常にこどもに寄り添うことで、こどもたちのわずかな変化を手がかりに、いじめにつながる兆候やいじめの行為を見つけていく。

①　未然防止について

（ア）道徳教育の推進
- 人権に関する研修を実施し、各学習集団で人権教育に取り組む。
- 互いの理解を深めるため、他学部、他学年間の交流を行う。

（イ）こどもの自主的活動の場の設定
- 仲間の良さを認め合い、人を大切にする心を育てる。（キラリ＆ホット活動）
- 児童、生徒会活動を通して児童生徒の良さを引き出し認める。
- 挨拶運動を通して挨拶の日常化を図る。

（ウ）保護者や地域への啓発
- 面談や連絡ノート等で児童、生徒の成長やあらわれを共有する。
- 学校説明会やホームページ等でいじめに対する取組を公開する。

（エ）配慮を要する子どもへの支援
- スクールカウンセラーや関係機関と連携し支援していく。

（オ）教職員の人権意識の向上
- 人権研修を実施し、教師の人権意識や人権感覚を高める。
- 人権チェックやグループ目標などの取り組みを通し日常の指導や支援を振り返る。

②　早期発見について

（ア）いじめの情報共有
- 送迎時や参観日などの直接会える機会を活用して保護者と連携をとる。
- 他の教職員や地域からの情報を集める。

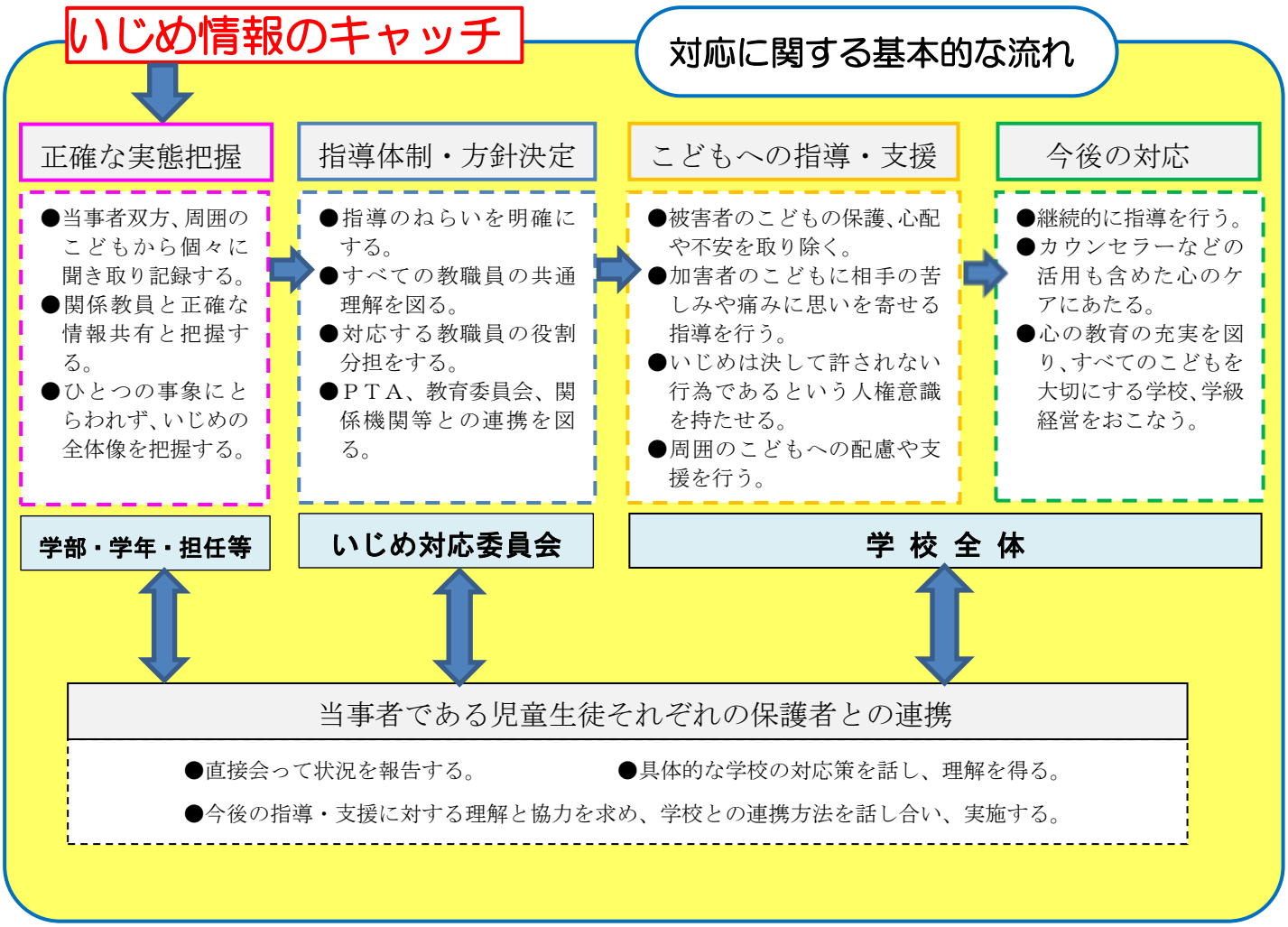
（イ）こどもの実態把握
- 授業だけでなく休み時間等にも声を掛けて、こどもの様子に注意をはらう。こどもとの日頃の会話や表情等の変化に配慮し、日常の生徒指導による気づき、また日常の日記等を通してのこども理解に努める。

（ウ）相談体制の整備
- 児童生徒への人権に関するアンケート調査を年２回実施するなど、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、こどもや保護者からの訴えを受け止める。

（エ）いじめの相談窓口
- いじめの相談や通報の窓口は、担任、教頭又は、副校長とし、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーなど、担任以外の職員にも相談できることを伝える。
- 児童生徒に対しても同様に相談や通報の窓口を開いておく。

（２）早期対応

一人で対応したり、抱え込んだりせず、報告、連絡、相談を行い、組織として対応する。できる限り早期の対応を行うが、人権などにも配慮し、慎重に進めることもある。



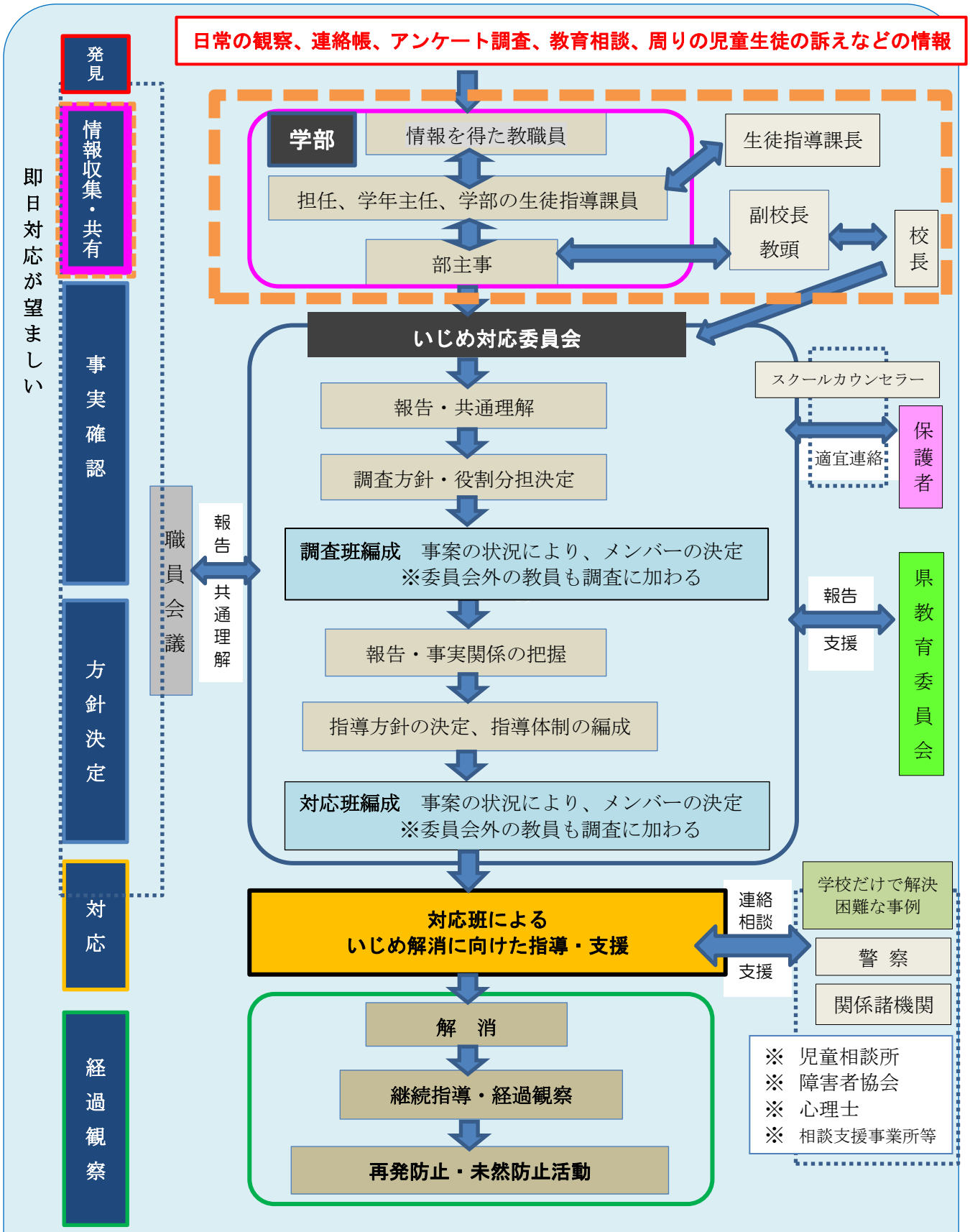
第２章　いじめ対策組織

１　**組織名**　静岡県立中央特別支援学校　いじめ対応委員会

２　**構成員**　校長　副校長　教頭　事務長　学部主事（主任）　教務課長
生徒指導課長　担任学年　必要に応じて　養護教諭　寮務主任　など

３　**役　割**
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成･実行･検証･修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

４　**対応の流れ**



＊いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けたこどもが心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。



６　人権教育年間指導計画及び、いじめ防止等のための年間計画



令和８年度　人権教育年間指導計画

（いじめ防止等の年間計画）

※太字は児童生徒会の活動

月　/　キラリ&ホット目標 （児童生徒いじめ防止等の目標）	活動内容　（太字は児童生徒の活動）	教職員への理解促進の場や研修について
４月 「はじめまして！温かな気持ちの良い挨拶をしよう」	人権便り発行（生徒指導課） **児童生徒会挨拶運動週間（全校）**	・いじめ対応委員会 ・人権教育について（周知）
５月 「呼び方に気を付けよう 『さん』付けを意識しよう」	**１年生おめでとうの会／迎える会（小・中・高）** **人権の花「ひまわり」の栽培（小学部）歓迎会（寄宿舎）** **生徒総会「人権を考える」（中・高）** SNS・情報モラルに関する学習（高等部） 人権グループ目標決定（各学習グループ） 第１回人権推進委員会（５月20日）	人権研修 人権教育推進委員会
６月 「個性を認め合おう」	**第１回キラリ&ホット集会（児童生徒会活動）** （６月９日）	
７月 「お互いの良さやがんばりを賞賛し磨いていこう」	第１回教職員人権感覚チェック&フィードバック 前期子どもの人権に関するアンケート（児童生徒全員） １学期がんばり賞（小学部） 職員人権研修（７月28日）	人権感覚チェック&フィードバック①実施 こどもいじめアンケート①実施
８月 「人権感覚を確認しよう」	人権便り発行（生徒指導課）	いじめ防止対策伝達講習 人権研修
９月 「困ったことは相談しよう」	**児童生徒会挨拶運動週間（児童会・生徒会）** シトラスリボン活動（高等部）	
10月 「相手の立場に立って考えよう」	**第２回キラリ&ホット集会（児童生徒会活動）** （10月7日）	人権教育推進委員会
11月 「感謝、感動を伝え合おう」	**大輔祭【11月17日（火）～11月21日（土）】**	
12月 「人権について考えよう」	人権週間 12月1日～5日・人権便り発行（生徒指導課） 第２回人権推進委員会（12月９日） 第２回教職員人権感覚チェック&フィードバック 後期　子どもの人権に関するアンケート（児童生徒全員） 友だちの好きな曲を知るリクエストソング（中学部） ２学期がんばり賞（小学部）キラリホット賞（中・高）	人権感覚チェック&フィードバック②実施 こどもいじめアンケート②実施
１月 「当たり前を見直そう」	**児童生徒会挨拶運動週間（児童会・生徒会）**	いじめ対応委員会
２月 「声を掛け合おう」	第３回教職員人権感覚チェック&フィードバック 生徒総会（中学部・高等部）	人権教育推進委員会
３月 「お互いの頑張りを労おう」	３学期がんばり賞（小学部） ６年生卒業おめでとう・ありがとうの会（小学部） ３年生を送る会（中学部・高等部）生徒総会（中学部） 送別会（寄宿舎）	人権感覚チェック&フィードバック③実施

※キラリ&ホット集会、人権グループ目標反省については、毎月実施する。

重大事態対応フロー図

【いじめの疑いに関する情報】

○ いじめ防止対応委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○ いじめの事実確認を行い、県教育委員会(以下「教育委員会」)へ報告

【重大事態の発生】

○ 教育委員会に重大事態の発生を報告
・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）
・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間３０日間を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応で当たる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
※ いじめ防止対応委員会を母体として、当該重大事態に応じて適切な専門家を加える。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係を特定するのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※ 事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で取り組む。
※ 先行して調査してある場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告を行う。）
※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
※ 得られた調査情報は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者の児童生徒や保護者に説明する。

● 調査結果を教育委員会に報告

※ いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体の場合

● 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。